

長 建 協 発 第 5 1 9 号
平成 2 7 年 2 月 1 2 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、改正後の許可事務ガイドラインは、平成 2 7 年 4 月 1 日より適用されることとなっておりますことを申し添えます。